

日経MJ 2019年 3月11日付

米アマゾン・ドット・コムのポイント制度の運用に公正取引委員会の調査が入った。アマゾンは全商品へのポイント還元を始めることにしたが、出品者に一律に還元の原資を負担させる方式が、独占禁止法の優越的地位の乱用に違反に当たる可能性があるという。同様の方は楽天やヤフーなども行っており、これも調査の対象になるようだ。

ポイント還元の原資を出品者に求めることが優越的地位の乱用になる。実際の契約がどのような形になっているのか、そしてその契

ポイント還元原資、誰が負担？



伊藤元重の

エコノウォッチ

約が出品者に不利益となるのかという点が判断材料になる。例えば、こうしたボイント還元の原資の負担が契約時点で明記されていれば、優越的地位の乱用とはならないだろう。出品者は、そのような契約内容を見て、出品するか否かを決められるからだ。ただ、突然の通告で原資の負担を求められ、嫌なら出品をやめて移るのも難しいだろう。

ただ、ポイント還元の原資を出品者に負担させるのが、出品者の不利益になることは限らない。このことが問題を複雑にしている。そもそもポイント還元の目的が売り上げの拡大にあるなら、原資を負担しても出品者の利益が拡大することもある。優越的地位の乱用となりうる。

優先的地位の乱用議論を

「ような行為」は、市場の失敗を起こす不当なものとされる。突然の通告によって出品者が不利益を被つても契約を続けるをえない状況なら、優越的地位の乱用として出品者に不利益となるといつていいだろう。アマゾンのようにインターネット販売の世界で巨大なシェアを持つようになると、出品者が簡単に他の業者に移るのも難しいだろう。

ただ、ポイント還元の原資を出品者に負担させるのが、出品者の不利益になることは限らない。このことが問題を複雑にしている。そもそもポイント還元の目的が売り上げの拡大にあるなら、原資を負担しても出品者の利益が拡大することもある。優越的地位の乱用となりうる。

経済学の世界では、「2階に上げてからハシゴを外

ることが示されない限り、優越的地位の乱用を適用することはできるだろうか。この点はきちんと論議されべきだろう。

ところで、米国の独占禁止法では、日本のように優越的地位の乱用が頻繁に適用されるわけではなくぞうだ。独占禁止法の目的が、消費者の利益を守ることに

あるという「消費者主権」の立場に立てば、業者間の取引にまで規制で網をかけたのは好ましくないという考え方になる。ポイント還元の原資を誰が負担しておけばよい。これが消費者主権に基づいた考え方である。優越的地位の乱用を

重視する日本の制度では、消費者だけでなく中小の事業者の利益にも言及が及ぶ。こうした日米の考え方の違いなども、今回のアマゾンの行動に影響を及ぼしだのだろう。いずれにしても、アマゾンを巡る独占禁止法上の論議は今後とも注目を集めるだろう。少し前のある会議で、「このままでは日本の産業はG A F A (米グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル)の奴隸にならぬ」と発言した学者は、G A F Aの勢いを止めるにはどう関わっていくのがよろしくなる。経営者がいたが、アマゾンの圧倒的な独占力に独占禁止法がどう関わっていくのか注目したい。

(学習院大学国際社会科学部教授)